

大磯町立の地域会館条例の一部を改正する条例

大磯町立の地域会館条例（平成5年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大磯町立黒岩会館	大磯町黒岩540番地1
----------	-------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎